

## 「知的資産経営の開示ガイドライン」の概要

このガイドラインは、知的資産を活用した経営に関する情報開示の指針として、産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会における検討を踏まえて、知的資産経営報告を作成する企業（経営者）及びそれを評価する者への参考指針として、経済産業省において取りまとめたものである。

### 背景・意義

企業の持続的発展のためには、差別化の源泉として、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の「知的資産」を活用した、他社が真似することのできない経営のやり方が重要。

経営者は、まずは自社の持つ強みや価値の作り方、それらの源泉となっている知的資産を認識し、自らの経営のあり方を経営者の目で再確認し、それらを最大限に活用した経営（「知的資産経営」）を実践していくことが重要。

知的資産経営は、企業が有する潜在力を再認識して活用することに他ならず、経営資源の配分を最適化し、企業価値を高め、ひいては我が国経済や世界経済にとって、プラスの効果をもたらす。

企業価値やそれにつながる将来の利益に関する情報の開示については、企業・ステークホルダーの双方にとって不満な状況となっている。このため、将来の利益がどのようなもので、それがどのように経営によって生まれるのかという点につき、双方のニーズをマッチさせるように、説明の仕方を整理した開示の目安を設けることが望ましい。その目安を提供するのが、このガイドラインである。

### 知的資産経営報告の概要

「企業が将来に向けて持続的に利益を生み、企業価値を向上させるための活動を経営者がステークホルダーにわかりやすいストーリーで伝え、企業とステークホルダーとの間での認識を共有する」ことを主な目的とする。

経営者の目から見た経営の全体像をストーリーとして示す。

任意の開示として始める。

新たな報告書を発行してもよいが、アニュアルレポート、サステナビリティレポートなど、既存の開示文書の一部としてもよい。

### 知的資産経営報告の開示ガイドラインの趣旨

現在の企業の情報が、見る側から十分に評価されていないことを踏まえ、見る側が理解しやすいという観点から、経営の方針をわかりやすいストーリーで示すこと（知的資産経営報告）を促し、そのあらすじを示した（p4-5）こと。

信憑性を高めるため、ストーリー中に裏付け指標を入れるやり方を提示したこと（別紙 2 に想定例）。

知的資産経営において重視される 7 つの視点（別紙 1 の ~ ）をベースに、裏付けとして使われる指標の目安として 3 5 種類の指標を例示したこと（別紙 1 ）。

評価側の誤解による混乱を避けるため、評価者側にも指針を示したこと。

#### 具体的な記載の方法と留意点

知的資産経営報告は、知的資産やそれを活用した企業価値の創造のやり方、将来の利益及びその持続性につきストーリー立てて説明する「本体」と、典型的な知的資産指標の例を参考に、一般的に知的資産と関連すると考えられるものにつき任意に記載する「別添」からなる。

##### （ 1 ）知的資産経営報告の本体

「全般」（基本的な経営哲学など）、「過去～現在」（企業に蓄積された資産等、利益等の実績など）、「現在～将来」（将来の利益やキャッシュフローなど）について記載する。

ストーリー中に裏付けとなる、いくつかの知的資産指標（定量的情報）を盛り込む。典型的な知的資産指標の例を参考としてガイドラインの別紙 1 に示すが、それぞれの企業において重要と考えられる指標をこの中から選択することも、独自のものを使うことも可能である。

##### （ 2 ）知的資産経営報告の別添

典型的な知的資産指標の例を参考に、本文中に引用しなかったものについて、示せるものがあれば自主的に別添の形で記載する。

秘密にする必要があるものや、そもそも指標として管理していないもの、算出しようと思えば算出することが可能であるが、算出コストが高いもの、などは、そうした理由のみ示すという形で情報提供することも可能。

#### 評価する側の留意点

中期的な企業価値、持続的な利益の可能性に重きを置く必要がある。

それぞれの指標の水準（高い、低い）は、ストーリーとの関係によってその意味が変わるものであり、ストーリーの違う他社との間で指標の数値を単純に比較することには意味がない。指標の水準が、その企業のストーリーに照らして、十分な補強材料、説明材料となっているか否かを（見る側）は評価すべきである。

## その他

「知的資産経営報告」が経営全体の基本的な指針を示すものとして他の報告書との関係で横串を通すようなものとなれば、「知的資産経営報告」が信頼されるものとなり、また、他の報告書も位置づけが明確になって、その信頼性も向上する。

本ガイドラインに基づき、知的資産経営の開示が行われ、知的資産経営が多くの企業により実践されることになって、今後の企業経営情報の開示に関する国際的な議論のベースとなることが期待される。

財務情報の開示に関する国際的な動向、大企業のみでなくベンチャー企業、中小企業など幅広い企業における知的資産経営に関する実際の開示の内容、開示の内容を評価するステークホルダーからの反応などを考慮しつつ、このガイドライン自体も必要に応じてさらに発展していくものである。